

地域自主防災隊規約の一例

(名称)

第1条 この会は、 地区自主防災隊(以下「本隊」という。)と称する。

(目的)

第2条 本隊は、住民同士の共助の精神に基づく自主的な防災活動により、地震、水害、その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本隊の事務所は、 に置く。

(構成員)

第4条 本隊は、 地区住民をもって構成する。

(事業)

第5条 本隊は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災対策の充実
- (2) 災害発生時における応急活動
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災資器材等の整備・管理
- (5) 関係機関等との連絡・調整
- (6) その他必要な事項

(編成)

第6条 本隊は、前条の事業を迅速且つ効果的に行うため、各班を編成し、それぞれ定める役割を分担する。ただし、災害の状況によっては、その役割分担にかかわらず隊長の指示により活動するものとする。

(役員)

第7条 本隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名

2 役員は、地域区長会員の互選による。

3 役員の任期は 年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第8条 隊長は、本隊を代表し隊務を総括する。災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を行う。

3 防災委員は、副隊長とともに隊長を補佐する。

4 班長は防災各班の長として、班の運営に当たる。

（会議）

第9条 本隊に総会及び役員会を置く。

（総会）

第10条 総会は1年に1回以上開催し、地域づくり委員会の総会に兼ねることができる。

第11条 総会においては、役員の承認を得るととともに地域の防災計画、その他の事項を審議する。

（役員会）

第12条 役員会は、第7条1項の役員をもって構成する。

2 役員会は、隊長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提案する事項。

(2) 防災訓練計画に関すること。

(3) その他、隊長が示すこと。

（防災計画）

第13条 本隊は、第5条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

（経費）

第14条 本隊の運営に関する経費は、地域づくり委員会（〇〇自治会）の経費をもってこれにあてる。

（その他）

第15条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付則

この規約は、 年 月 日から実施する。